

障害者総合支援法の見直しに関する意見書（案）

障害者総合支援法は、現在、厚生労働省の社会保障審議会障害者部会において、施行後３年の見直しの作業が進められている。

見直しに当たっては、障害者権利条約を履行する観点から、また、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」及び「障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と国（厚生労働省）との基本合意文書」の観点からの具体化が求められている。

また、障害当事者団体及び関係団体からは、「親亡き後」の支援体制の強化やショートステイの拡大、意思決定の支援や移動支援等、障害福祉サービスの充実を求める声が繰り返し上がっている。

しかし、財務省の財政制度等審議会財政制度分科会では、今後も障害福祉サービス需要の増大が見込まれるとして、支援の対象の絞り込みや、効率化、制度を支える財源のための利用者負担の見直し等を求めている。その内容は、費用の増大を抑える観点から、障害支援区分の判定方式の見直しや、常時介護の必要性の検証、制度外のインフォーマルサービスの利用促進等、障害福祉サービスが後退する可能性が高いものとなっている。

障害者総合支援法の施行後３年の見直しは、障害者施策を段階的に講ずるための検討であり、障害福祉サービスの充実を図ることを前提とすべきである。また、障害者権利条約の履行は国際公約であり、見直しを契機にサービスが後退することがあってはならない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、障害者総合支援法の見直しに当たって、障害福祉サービスを後退させることなく、更なる充実を図るよう強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。